補助金等取扱基準

補助金等の名称	ものづくり教育奨励等補助金 (小・中学校費)
補助事業等の 目標	市内小中学校におけるものづくり教育の振興奨励
補助事業等の 対象者	市内小中学校
補助対象経費	ものづくり授業に必要な材料費及び児童、生徒が使用する道具代等
補助金等の額及びその算定	予算の範囲内
方法又は補助率	【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の 評価	補助事業者からの実績報告をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。(各校の中間発表会等あり)
補助事業等の 開始時期	平成17年4月1日
はいま業等の	
補助事業等の 終了時期	【終期が3年を超える場合の理由】
	ものづくり教育の振興奨励のため、3年を超えて継続して補助することが必要
情報の	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表
公表の方法等	する。
その他	
提出書類	
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市教育委員会 教育総務課 教育企画係